

来年度から
助成メニューが
さらに充実！

大谷ロー丁目周辺地区
不燃化特区

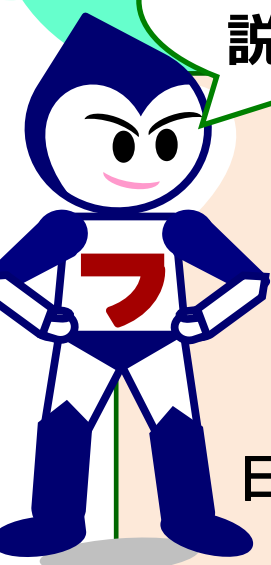
瓦
版

発行
板橋区 都市整備部市街地整備課
密集地域整備グループ

平成29年2月

第15号

詳しくは
説明会で！



『建替え助成金活用』

説明会を開催します！

日 時：平成29年3月11日(土)
10時～11時30分

場 所：大谷口地域センター 2階 洋室

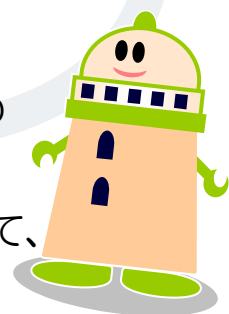
主な内容：来年度の助成メニューについて

- ・ 来年度助成金がUP!!
- ・ 助成金交付制度について
- ・ 不燃化特区事業の取組み状況について

●助成期間は、平成32年度 オリンピックイヤー まで！

※地区計画の報告会も同時に開催します。

皆さんにご活用いただくための説明会を開催します。
今回は、都市計画決定され建替えのルールとなった地区計画の
内容の説明会も同時に開催します。
建替えについての疑問や老朽建築物、空き家などの除却について、
この機会にぜひご相談ください。ご来場お待ちしております。



対象建物



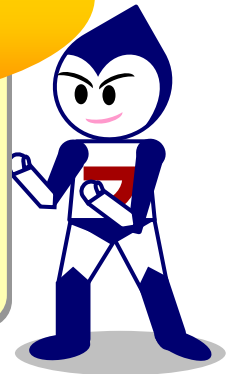
対象となるのは、以下の①～③を全て満たす建築物です。

- ①：主要構造部が木造
- ②：耐火建築物、準耐火建築物（簡易耐火建築物を含む）以外
- ③：耐用年限（木造モルタル：20年、木造：22年）の2/3を経過したもの

助成内容

- 除却費（最大100万円）
- 設計費（最大100万円）
- 建物除却後管理柵を設置する費用（最大25万円）
- 工事費（最大150万円） ※主要生活道路沿道のみ

空き家の管理に
お困りの方！



税も減免されます

不燃化特区内で「不燃化のための建替えを行った住宅」や「防災上危険な老朽住宅を除却した更地」にかかる **固定資産税・都市計画税を5年間減免**する制度を行っています。

●住宅に建替えた場合

建替えた住宅に対する固定資産税・都市計画税を**5年間、全額の減免**が受けられます。

※家屋を除却した所有者と建替えた所有者が同一であること、居住部分の割合が1/2以上であることなどの条件があります。

●更地にした場合

更地にした土地に対する固定資産税・都市計画税を**5年間、8割の減免**が受けられます。

※更地を適正に管理すること、更地前の土地所有者が引き続き所有することなどの条件があります。

税の減免のお問い合わせは…



税の減免については、以下にお問合せください。

- 東京都 板橋都税事務所 固定資産税係

〒173-8510 板橋区大山東町44番8号 電話：03-3963-2,111

このニュースに関するお問合せ先

板橋区 都市整備部市街地整備課密集地域整備グループ

〒173-8501 東京都 板橋区 板橋二丁目6番1号

電話：03-3579-2572 FAX：03-3579-5437

E-mail：t-mchiiki@city.itabashi.tokyo.jp

